諮問番号：令和元年度諮問第３４号

答申番号：令和元年度答申第５０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成３０年１１月１５日付けで行った児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

平成２９年８月から審査請求人の元配偶者（以下「元配偶者」という。）と別居しており、同年１１月に調停の申立てを行った。その際、子ども２人を扶養していたが、審査請求人は○○共済であり、配偶者の戸籍から抜けない限り、子どもは収入の高い方の扶養に入るため、審査請求人の扶養に入れることができなかった。また、就業のため、看護学校へ入学を決めたが、生活が困難なため、午前中に働き、午後から学校へ通って子どもを扶養していた。平成３０年９月○○日に調停が成立したが、生活費は午前中の収入のみで、学費と子どもにかかる費用の全てを負担すると生活ができず、昨年までの収入もなくなっている。現状の収入で算定をし直してもらわないと生活が成り立たない。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

審査請求人は、子ども２人を扶養していた、と主張しているが、処分庁から提出された「決裁用所得情報」によると、受給資格者の扶養人数は０人である。

また、処分庁の弁明から、審査請求人及び審査請求人の○○（以下「本件対象児童」という。）は平成２９年１２月３１日において元配偶者の住民基本台帳と同一であり、健康保険においても、本件対象児童は元配偶者の社会保険の扶養親族として加入していたことから前年の１２月３１日において、審査請求人が生計を維持したものがいることも確認できない。

よって、一部支給停止額は、児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「施行令」という。）第２条の４第３項での「扶養親族等又は児童があるとき」ではない場合の額となるため、法第９条第１項に規定する所得の額から４９万円を控除して得た額に０.０２２６９９３を乗じて得た額（１円単位四捨五入）に１０円を加えて得た額となる。

具体的には、（前年の所得の額１,６９４,４００円―控除４９０,０００円）×０.０２２６９９３＋１０円＝２７,３５０円（１円単位四捨五入）となることから、月額２７,３５０円を支給停止とした本件処分は適正である。

本件審査請求に係る処分庁の弁明及び添付資料等を詳細に検討した結果、法令等に基づいてなされた処分であり、違法又は不当な点は見当たらない。

また、手続においても不公正な点や、不備は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１２月１６日　　諮問書の受領

　令和元年１２月１７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１月６日

口頭意見陳述申立期限：１月６日

　令和元年１２月２４日　　審査庁の諮問資料の一部差し替えを受領

　令和元年１２月２６日　　審査請求人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１月１５日

令和２年　１月　９日　　第１回審議

令和２年　３月２４日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第９条第１項は、「手当は、受給資格者（中略）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と規定している。

（２）施行令第２条の４第１項は、「法第９条第１項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、４９万円（中略）とする。（後略）」と規定している。

（３）施行令第２条の４第２項は、「法第９条第１項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第１欄に定める区分に応じて同表の第２欄に定める額未満であるときは同表の第３欄に定める法第５条第２項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第４欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第１欄に定める区分に応じて同表の第２欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。」と規定し、以下の表を定めている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１欄 | 第２欄 | 第３欄 | 第４欄 |
| 法第９条第１項に規定する扶養親族等及び児童がないとき | １，９２０，０００円 | １人 | 基本額一部支給停止額 |
| ２人 | （略） |
| ３人以上 | （略） |
| 法第９条第１項に規定する扶養親族等又は児童があるとき | （略） | 1人 | （略） |
| ２人 | （略） |
| ３人以上 | （略） |

（４）施行令第２条の４第３項は、「前項の基本額一部支給停止額は、法第９条第１項に規定する所得の額から４９０,０００円（同項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、４９０，０００円に当該扶養親族等又は児童一人につき３８０，０００円を加算した額（中略））を控除して得た額に０.０２２６９９３を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）に１０円を加えて得た額とする。」と規定している。

（５）施行令第４条第１項は、「法第９条第１項（中略）に規定する所得の額は、その年の４月１日の属する年度（中略）分の道府県民税に係る地方税法第３２条第１項に規定する総所得金額（中略）の合計額（以下この項において「総所得金額等合計額」という。）から８万円を控除した額とする。（後略）」と規定している。

（６）児童扶養手当法施行規則（昭和３６年厚生省令第５１号）第１条は、「（前略）受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（中略）を管理する都道府県知事、市長（中略）又は町村長（中略）に提出することによつて行わなければならない。」と規定しており、同条第７号ニで、「受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類」として、（１）で「当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類」と掲げている。

（７）児童扶養手当法第９条第１項及び第９条の２に規定する「受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したもの」の取扱いについて（平成１５年７月３１日雇児福発第０７３１００１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）は、「児童扶養手当法第９条第１項及び第９条の２に規定する「受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したもの」（以下「生計維持児童」という。）については、以下のとおり取り扱うこととするので留意されたい。（中略）この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であることを申し添える。」として、１で「受給資格者が「扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したもの」を現実に監護している場合にあっては、前年の１２月３１日において受給資格者が当該児童の生計を維持していたことを住民票、保険証等で確認した上で、当該児童を「生計維持児童」に該当するものとして取り扱って差し支えない。」と示し、３（２）で、「今年離婚し、新規請求している場合であって、受給資格者が前年の１２月３１日において当該児童の生計を維持していたとは言えないときは、当該児童は「生計維持児童」に該当しない。」と示している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３０年１０月２６日に、処分庁が審査請求人から受領した「児童扶養手当認定請求書（市外転入届）」の「１　児童のことについて」の備考欄には、「離婚年月日　Ｈ３０．９．○○」及び「父（元夫）との別居年月日　Ｈ３０．５．○」と記載されている。

（２）平成３０年１０月２６日付けの審査請求人の戸籍抄本には、本件対象児童の氏名が記載されており、「【母】」の欄には審査請求人の氏名が記載されており、「【親権者】」の欄には「母」と記載されている。また、「【親権者を定められた日】」の欄には、「平成３０年９月○○日」と記載されている。

（３）本件対象児童の「大阪府国民健康保険被保険者証」には、「適用開始年月日　平成３０年０２月２８日」及び「交付年月日　平成３０年１１月０１日　交付年月日前有効」と記載されている。

（４）平成３０年１１月１５日に、処分庁が平成２９年の審査請求人の所得の確認を行ったところ、総所得金額が１，７７４，４００円であったため、施行令第４条第１項に基づき、総所得金額から社会保険料及び生命保険料控除として８０，０００円を控除した１，６９４，４００円を所得金額とし、施行令第２条の４第３項に基づき算定した結果、２７，３５０円を一部支給停止額とする本件処分を同日付けで行った。

（５）平成３０年１１月１５日に、処分庁が作成した「決裁用所得情報（児童扶養手当）」の「扶養人数」の欄には、「０人」との記載がある。

（６）平成３０年１２月１３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、前記２（１）のとおり元配偶者との別居した日を平成３０年５月○日と処分庁に申告している一方で、審査請求書では、平成２９年８月に元配偶者と別居し、同年１１月の時点で、子どもを２人扶養していたと主張している。

しかしながら、前記２（２）、（３）及び（５）のとおり、審査請求人が平成２９年１２月３１日時点で本件対象児童を含む子ども２人を扶養していたと客観的に判断できるものがなく、この点について、審査請求人から追加の主張及び立証も見受けられない。

以上のことから、平成２９年１２月３１日時点において、審査請求人に法第９条第１項に規定する扶養親族等及び児童がないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

（２）また、一部支給停止額の算出は、前記（１）のとおり、審査請求人に扶養親族等がないことから、前記１（１）から（５）の法令等に従い、適切に算出されたものであり、算出過程においても、違法又は不当な点は認められない。

（３）以上のことから、本件処分は、法令等の規定に従い適法に行われたものであることが認められることから、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　　崇